

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.155 2019年10月

小児用ベッドからの転落

小児用ベッドから患児が転落した事例が8件報告されています(集計期間:2015年1月1日～2019年8月31日)。この情報は、[第47回報告書「分析テーマ」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

小児用ベッドのベッド柵を一番上まで上げていなかったため、患児が転落した事例が報告されています。

転落時の ベッド柵の 状態	件数	状況
中間の高さ	4	・ベッド柵が下がっているとは思わず、患児のそばを離れた
一番下	4	・看護師や付き添いの家族が患児から目を離した

事例のイメージ



※小児用ベッドは、四方がベッド柵で囲まれており、左右の柵はスライド式で2段階～4段階の高さで固定することが可能です。

小児用ベッドからの転落

事例 1

看護師は、ベッド柵を中間の高さにして患児(4歳)の血圧測定と聴診を行った。その後、母親がそばにいるからと思いベッド柵を一番上まで上げずに退室した。母親はベッド柵が中間の高さになっているとは思わず、尿器を片付けようとベッドから目を離した際に患児がベッドの上で立ち、柵に寄り掛かって転落した。

事例 2

患児(0歳)は、小児用ベッドに寝ており、ベッド柵は一番下まで下げられていた。母親はベッドの横に立ち、看護師はベッドに背を向けていた。看護師が入院時の持参物品について確認した際、母親は物品を取ろうと患児から離れた。母親と看護師が患児から目を離した隙にドンと音がしたため振り向くと、患児は転落していた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・小児用ベッドの柵は一番上まで上げることを基本とする。
- ・入院時、家族にベッドからの転落の危険性を説明して注意喚起する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>